

第9期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

平成29年6月2日

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

<目 次>

	(ページ)	
事業報告の新株予約権等に関する事項	...	1
事業報告の業務の適正を確保するための体制	...	3
連結計算書類の連結注記表	...	10
計算書類の個別注記表	...	25

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ms-ad-hd.com>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供させていただきます。

新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	2016年度第1回株式報酬型新株予約権	5名
	新株予約権の割当日 平成28年7月29日 新株予約権の総数 4,623個（新株予約権1個につき1株） 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式4,623株 新株予約権の行使期間 平成28年7月30日から平成58年7月29日まで 権利行使価額（1株あたり） 1円 権利行使についての条件 （注）2.）	
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 本表は割り当てを受けた者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込債務とを相殺することにより、付与された新株予約権になります。
2. 当社並びに当社子会社である国内5保険会社（（注）3.）の取締役、執行役員、及び監査役（常勤）のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、当社並びに当社子会社である国内5保険会社の取締役、執行役員、及び監査役（常勤）のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができます。
3. 三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社及び三井ダイレクト損害保険株式会社
4. 事業年度の末日において当社取締役（社外取締役を除く）は、当社取締役の職務執行の対価として付与された新株予約権を本表に記載の個数有しておりますが、この他、新株予約権発行時点において当社の執行役員、当社の主要な子会社の取締役又は執行役員として付与された新株予約権を以下の個数有しております。
- ・2016年7月発行新株予約権：9,490個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を交付した者の人数		
	2016年度第1回 株式報酬型新株予約権		2016年度第2回 株式報酬型新株予約権
	使用人（(注) 2.）	子法人等の役員	子法人等の使用人
新株予約権の割当日	平成28年7月29日		
新株予約権の総数	11,515個（(注) 3.） （新株予約権1個につき1株）	67,072個（(注) 4.） （新株予約権1個につき1株）	17,572個（(注) 5.） （新株予約権1個につき1株）
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式11,515株	当社普通株式67,072株	当社普通株式17,572株
新株予約権の行使期間	平成28年7月30日から平成58年7月29日まで		
権利行使価額 （1株あたり）	1円		
権利行使についての条件	（(注) 6.）		（(注) 8.）
新株予約権等を 交付した者の人数	8名	51名	62名

(注) 1. 本表は割り当てを受けた者が各社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込債務とを相殺することにより、付与された新株予約権になります。

2. 当社の使用人は、当社執行役員（当社の取締役兼務者を除く。）であります。

3. 当社使用人が当社の主要な子会社の取締役又は執行役員の職務執行の対価として新株予約権を付与された場合、それら新株予約権を含んでおります。

4. 当社の執行役員であった当社の主要な子会社の執行役員が当社における職務執行の対価として付与された新株予約権を含んでおります。

5. 当社の主要な子会社における職務執行の対価として付与された新株予約権になります。

6. 当社並びに当社子会社である国内5保険会社（(注) 7.）の取締役、執行役員、及び監査役（常勤）のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、当社並びに当社子会社である国内5保険会社の取締役、執行役員、及び監査役（常勤）のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができます。

7. 三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社及び三井ダイレクト損害保険株式会社

8. 当社子会社である三井住友海上火災保険株式会社又はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の雇用契約が終了した時に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、三井住友海上火災保険株式会社又はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との雇用契約が終了した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができます。

業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制システムに関する基本方針

上記体制の整備について、当社取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

＜MS&ADインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針＞

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）は、グループの事業を統括する持株会社として、経営理念（ミッション）の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めていく。

1. グループ経営管理体制（持株会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

- (1) 持株会社は、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を定め、持株会社およびその子会社（会社法および保険業法上の子会社をいう。本基本方針において以下「グループ会社」という。）の全役職員へ浸透させ、実践させるよう努める。持株会社は、経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が形成されているか、その実践状況を取締役に報告する。
- (2) 持株会社は、グループ全体の事業を統括し、グループ全体の企業価値を最大化する観点から、持株会社が直接出資するグループ国内保険会社および関連事業会社（以下、直接出資会社という。）に対し、株主総会決議事項について適切な意思表示を行うなど、適切に株主権を行使する。
- (3) 持株会社は、直接出資会社との間で経営管理契約を締結し、グループ基本方針（コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等）を定める。
- (4) 持株会社は、経営管理契約に基づき、直接出資会社に対しグループ基本方針について遵守を求めるとともに、以下の①～④に記載する内容を含めた業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - ① 直接出資会社の取締役の職務執行に係る事項の持株会社への報告に関する体制
直接出資会社の重要事項について、持株会社の承認または持株会社への報告を求める。また、持株会社は、直接出資会社の子会社の経営管理状況等について直接出資会社に報告を求めることができる。
 - ② 直接出資会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（下記2.）
 - ③ 直接出資会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（下記3.）
 - ④ 直接出資会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（下記4.）
- (5) 直接出資会社の子会社（会社法および保険業法上の子会社）については、原則として、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行う。なお、海外の拠点・子会社については、体制整備の推進にあたり現地の法令や特性を考慮する。

2. 職務執行の効率性確保のための体制（持株会社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- (1) 持株会社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用するとともに社外取締役を選任し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図る。加えて、取締役会において実質的な議論を可能とするため取締役の員数を15名以内とするとともに、執行役員への業務執行権限の委譲を進める。
- (2) 持株会社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にする。
- (3) 持株会社は、グループの中期経営計画および年次計画を定め、持株会社およびグループ会社の全役職員にその浸透を図るとともに、その実現に向け、事業分野別の目標数値を設定し、適切な経営資源の分配を行う。また、グループ中期経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づける。
- (4) 持株会社は、経営基盤としてのITの重要性に鑑み、グループのITガバナンス基本方針を定め、ITガバナンス態勢を構築する。
- (5) 持株会社の執行役員は、当社および直接出資会社の業務執行状況（業績概況を含む。）を取締役に報告する。持株会社の取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正または経営資源の追加配分等の対応を行う。
- (6) 持株会社は、グループ経営会議を定期的に開催する。グループ経営会議には、必要に応じて、グループ国内保険会社役員も出席した上で、グループ事業戦略およびグループ国内保険会社の経営上の重要事項について協議し、意思決定の方向性を定める。

3. グループの法令等遵守体制（持株会社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）

- (1) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのコンプライアンス基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行う。
- (2) 持株会社は、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、法令等遵守規程を定めるとともに、その実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定め、その実施状況を監視する。また、コンプライアンス・マニュアルを定め、グループ全体の事業活動、経営環境等を勘案して必要に応じて見直しを行う。
- (3) 持株会社は、グループ全体のコンプライアンスに関する事項を統括して管理するコンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備する。また、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行うためリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じる。持株会社は、定期的にコンプライアンス推進状況を取締役に報告する。
- (4) 持株会社は、持株会社およびグループ会社の役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合の報告ルールを法令等遵守規程に定める。報告・通報を受けた持株会社のコンプライアンス統括部門は、関係部門

およびグループ会社と連携のうえ、その内容を調査し、再発防止策等を策定する。

- (5) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備（対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等）に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底する。
- (6) 持株会社は、グループの役員等の関連当事者との取引を行う場合には、グループおよび株主共同の利益を害することのないよう、競業取引や利益相反取引を取締役会で承認するなど適切に監視を行う。
- (7) 持株会社およびグループ保険会社は、持株会社が定めるグループ内取引および業務提携等に関する基本方針に従い、アームズ・レングス・ルールの遵守その他グループ内取引等の適切性を確保するための体制を整備する。
- (8) 持株会社およびグループ国内保険会社は、持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針に従い、利益相反管理のための体制を整備する。
- (9) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの外部委託管理基本方針に従い、外部委託管理のための体制を整備する。
- (10) 持株会社およびグループ会社は、組織または個人による違法・不正・反倫理的行為について、全役職員が社内および社外の窓口に通報できるグループ内部通報制度を設け、全役職員に対し制度の周知を図る。また、持株会社はグループの内部通報制度運用規程を定め、通報者が通報を行ったことにより不利な取扱いを行わないことを定めるとともに、制度の運用状況を取締役会に報告する。
- (11) 持株会社は、グループ会社やグループ会社の役職員に対して法令に違反する行為を助言、容認または指示しない。

4. 統合リスク管理体制（持株会社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- (1) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのリスク管理基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、各社の事情に応じて会社別のリスク管理方針を定め、適切なリスク管理を実行する。
- (2) 持株会社は、グループに内在する各種リスクを把握し統合リスク管理を適切に行うため、リスク管理部門などの組織・体制を整備する。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会における協議結果（統合リスク管理（定量）確認結果を含む。）に基づき、リスクの回避・削減などの必要な措置を講じる。
- (3) 持株会社は、グループ全体のリスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともに、グループ全体のリスクを統合して定量化し、グループ全体に必要な資本が確保されていることを確認する。これらの状況についてリスク・コンプライアンス委員会の協議・調整結果も踏まえて、取締役会に報告する。
- (4) 持株会社は、社会的使命の遂行およびステークホルダーへの責任を果たすため、持株会社が定めるグループの危機管理マニュアルに従い、グループ全体の危機管理態勢および事業継続態勢を構築し、危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 持株会社は、監査役候補の選任にあたり、監査役のうち最低1名は経理または財務に関して十分な知識を有する者を選任する。
- (2) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの情報開示統制基本方針に従い、財務情報その他グループに関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。
- (3) 持株会社は、一般に公正妥当と認められる会計基準に則って、持株会社および連結子会社の経営成績ならびに財政状態の真実明瞭なる報告を行うため、経理規程を定め、経理業務に関する重要事項を規定する。
- (4) 持株会社は、公正な情報開示を担保するため、情報開示統制及び手続規程を定め、情報開示統制の有効性評価と実効性向上への対応を行うとともに、情報開示の適正性を検証するため情報開示委員会を設置する。
- (5) 持株会社は、情報開示委員会において、金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の持株会社および連結子会社における整備・運用状況の評価結果について検証を行う。
- (6) 持株会社は、持株会社および連結子会社における情報開示統制の有効性および情報開示の適正性に関する情報開示委員会による検証結果を取締役会に報告する。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 持株会社およびグループ国内保険会社は、持株会社が定めるグループの内部監査基本方針に従い、グループ全ての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、効率的かつ実効性のある内部監査を実行する。
- (2) 持株会社およびグループ国内保険会社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置するとともに、内部監査に係る基本的事項を規定する内部監査規程ならびにリスクの種類および程度に応じた内部監査計画を定める。
- (3) 持株会社の内部監査部門は、持株会社およびグループ国内保険会社等が実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、被監査部門における改善状況等を取締役会に報告する。

7. 情報管理体制（取締役の職務の執行等に係る情報の保存および管理に関する体制）

- (1) 持株会社は、会社情報管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等（取締役会議事録および決裁書等の重要な文書をいい、電磁的記録を含む。）その他の会社情報を適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。
- (2) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのお客さま情報管理基本方針に従い、個人情報（お客さま情報）の適切な取扱いおよび安全管理措置を徹底するための体制を整備する。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
 - ① 持株会社は、監査役の職務を補助するため、監査役室を設け専任の職員を置く。

- ② 持株会社の取締役は、監査役室の独立性に配慮し、監査役室の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- (2) 監査役への報告に関する体制
 - ① 持株会社の取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
 - ② 持株会社の取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報の状況その他監査役に報告を行う事項について、監査役との協議により定める方法により、遅滞なく監査役に報告する。
 - ③ 持株会社およびグループ会社の役職員は、経営上重大な違法・不正・反倫理的行為について、持株会社の監査役に直接内部通報することができるものとする。
 - ④ 持株会社およびグループ会社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (3) その他
 - ① 持株会社は、監査役が、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席できることを、関連する規程等において明記する。
 - ② 持株会社の取締役会長、取締役社長および代表取締役は、監査役会と定期的に、持株会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ③ 持株会社の内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に対し協力する。
 - ④ 持株会社は、監査役からその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払または償還の請求等を受けた場合には、同条に従い手続を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、年1回自己点検を行い、その結果を、取締役会に報告しております。

当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. グループ経営管理体制（持株会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

当社及び直接出資する保険会社5社は、経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）に関するメッセージ発信や社員意識調査を実施し、全役職員に対する浸透・実践に努めており、このような取組みを踏まえ、企業文化・風土の形成状況および実践状況について、取締役会に報告しています。

当社は、グループの基本方針を定め、直接出資会社と締結している経営管理契約等に基づいて、各社にグループ基本方針の遵守、重要事項の決定等に関する当社の承認や当社への報告を求めています。直接出資する保険会社5社の取締役選任、経営計画、リスク選好方針及び収支計画並びに関連事業会社8社の取締役選任等について事前承認を行い、報告を受けました。子会社を有する三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は両社とも子会社の所管部を決めて経営管理を行っています。

2. 職務執行の効率性確保のための体制（持株会社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

取締役会及びグループ経営会議の適切な運営を通じ、迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図るべく取り組んでいます。平成28年度は取締役会を13回、グループ経営会議を12回開催しています。また、グループ中期経営計画における基本戦略に、グループガバナンスやリスク管理を反映しています。

3. グループの法令等遵守体制（持株会社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンス研修の実施及び不適正行為の早期発見・再発防止のための点検活動や各種施策の実施に取り組んでいます。当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、平成28年度は8回開催しました。グループ国内保険会社各社の不祥事件発生状況・情報漏洩事故発生状況やコンプライアンス・プログラムの進捗状況など、グループ全体のコンプライアンス推進状況及び課題をリスク・コンプライアンス委員会に報告するとともに、取締役会にも報告しています。

4. 統合リスク管理体制（持株会社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

当社が直面するリスクを総体的に把握し、モニタリング指標及びリスク管理取組計画を策定し、リスク及びリスク管理状況をモニタリングするとともに、定期的に統合リスク量の計測、ストレステストの結果等により資本の健全性を確認するなどの取組みを継続しています。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、情報開示委員会を設置し、平成28年度は8回実施しました。情報開示委員会において、開示情報の

適正性の確認に関する報告及び財務報告に係る内部統制の有効性についての論議・検証を行うとともに、その結果を取締役会にも報告しています。また、監査役のうち最低1名は経理又は財務に関して十分な知識を有する者を選任しています。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社及びグループ国内保険会社各社は、効率的かつ実効性のある内部監査に向けた内部監査計画に基づき、グループ全ての業務活動を対象として、内部監査を実施しています。また、内部監査部門は、内部監査結果等のうち重要な事項、改善状況等を、取締役会に報告しています。

7. 情報管理体制（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

株主総会、取締役会、グループ経営会議等に関する議事録、取締役会資料等について、適切に管理されていることを確認しています。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

監査役室に、専任の職員を3名配置し、監査役会の同意を得たうえで、人事異動を行っています。

(2) 監査役への報告に関する体制

取締役及び執行役員が「執行役員規程」に定める監査役への報告義務の重要性を認識して職務執行を遂行できるように同規程の内容を周知しています。また、当社及びグループ会社の役職員が、当社の監査役に直接内部通報できる形で内部通報制度を運用するとともに、グループの内部通報制度における通報状況は監査役会へ定期的に報告されていることを確認しています。

(3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会のほか、グループ経営会議、課題別委員会等の重要な会議に出席しています。また、会長・社長は、社外監査役を含む監査役との意見交換会をそれぞれ年に2回実施しています。

連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項＞

当社の連結計算書類は会社計算規則及び同規則第118条の規定に基づき保険業法施行規則に準拠して作成しております。なお、子会社、関連会社などの定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 104社

主な会社名 三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
MSIG Holdings (Americas), Inc.
MS Amlin plc
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.

連結の範囲の変更

Leadenhall Capital Partners US LP他5社は新たに設立したこと等から、当連結会計年度より連結の範囲に含まれております。

MSC Corporationは重要性が乏しくなったため、Dowa Insurance Company (Europe) Limitedは清算が終了したため、MS Frontier Reinsurance LimitedはMS Amlin AGと合併し消滅したため、また、AUT (No.1) Limited他17社は株式の売却により子会社でなくなったため、それぞれ当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主な会社名 株式会社安心ダイヤル
MS&ADシステムズ株式会社

非連結子会社とした会社等は、その総資産、経常収益、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社等であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 12社

主な会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社
PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG

持分法の適用の範囲の変更

Eagle Underwriting Group Inc.他3社は新規出資により新たに関連会社となったため、当連結会計年度より

持分法適用の範囲に含めております。

Manchester Underwriting Management Limited他1社は株式の売却により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（株式会社安心ダイヤル、株式会社全管協SSIホールディングス他）については、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
- (3) 連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を通じて日本地震再保険株式会社の議決権の29.9%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されるため、関連会社としておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MS Amlin plc他95社の事業年度の末日は12月31日であります。連結会計年度の末日との差異が3ヵ月を超えていないため、本連結計算書類の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

なお、連結会計年度の末日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券（保険業法施行規則上の「現金及び預貯金」又は「買入金銭債権」に区分されるものを含む）の評価基準及び評価方法

- ① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。ただし、在外連結子会社の売却原価の算定は先入先出法に基づいております。

- ② 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

- ③ 持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

- ④ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成12年11月16日）に基づく責任準備金対応債券及び責任準備金対応の金銭の信託において信託財産として運用されている債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

なお、責任準備金対応債券及び責任準備金対応の金銭の信託に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

連結子会社である三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、一定の要件を満たす「個人保険」に保険種類や資産運用方針等により小区分を設定し、各小区分の特性を踏まえた資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、小区分別に運用されている責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

連結子会社である三井住友海上プライマリー生命保険株式会社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、一定の要件を満たす「個人保険・個人年金保険」を通貨別に小区分として設定し、各小区分の特性を踏まえた資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、小区分別に運用されている責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。なお、当連結会計年度より、運用環境に応じた運用手法及びALM（資産・負債の総合管理）の高度化を図る目的で、米ドル建て個人保険契約の一部について小区分を縮小しております。この変更による連結計算書類への影響はありません。

- ⑤ その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

- ⑥ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

また、運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応のいずれにも該当しない単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間に基づく定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可

能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

その他の国内連結子会社は、国内保険連結子会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。

在外連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。

なお、三井住友海上火災保険株式会社及び三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、退職慰労金の制度を廃止した平成17年3月末までの在任期間中の職務遂行に係る対価相当額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。

④ 機能別再編関連費用引当金

当社傘下の国内保険連結子会社による機能別再編に伴い将来発生する費用に備えるため、当該費用見込額を計上しております。

⑤ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年～11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、

収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 消費税等の会計処理

当社及び主な国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内損害保険連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

一部の国内保険連結子会社は、株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引については繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。外貨建資産等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する取引のうち、通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用し、為替予約取引の一部については繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。三井住友海上火災保険株式会社が発行する外貨建社債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する通貨スワップ取引については、振当処理を適用しております。

貸付金、債券及び借入金に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。

外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利通貨スワップ取引については、金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）を適用しております。

一部の在外連結子会社は、子会社に対する持分への投資等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で、外貨建借入金、通貨オプション取引の一部について純投資ヘッジ（繰延ヘッジ）を適用し、為替予約取引の一部について公正価値ヘッジ（時価ヘッジ）を適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすもの及び金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

また、ALM（資産・負債の総合管理）における金利変動リスクを適切にコントロールする目的で実施している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成14年9月3日）に基づく繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジ有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

(9) 保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、法令及び当該資産を計上している a u 損害保険株式会社の定款の規定に基づき行っております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の発現する期間にわたり均等償却を行っております。ただし、少額のものについては発生年度に一括償却しております。

6. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

<連結貸借対照表関係>

1. 有形固定資産の減価償却累計額は360,399百万円、圧縮記帳額は14,331百万円であります。

2. 非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。

有 価 証 券 （株 式）	15,965百万円
有 価 証 券 （外 国 証 券）	143,840百万円
有 価 証 券 （その他の証券）	11,399百万円

3. 破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は34百万円、延滞債権額は536百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は539百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は1,633百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は2,744百万円であります。
4. 担保に供している資産は有価証券285,275百万円、現金及び預貯金23,873百万円及び金銭の信託2,302百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金8百万円の担保のほか、海外営業のための供託資産及び日本銀行当座預金決済の即時グロス決済制度のために差し入れている有価証券等であります。
5. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが603,759百万円含まれております。
6. 消費貸借契約及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている資産のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは有価証券210,947百万円であり、全て自己保有しております。
7. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額はともに2,553,766百万円であります。
8. 三井住友海上火災保険株式会社は、リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当連結会計年度末時点における当該保証対象取引の現在価値の合計額は192,303百万円であり、実質保証額がないため、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。
9. 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は3,633百万円であります。
10. 金融商品に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当社グループは、資産運用収益の安定性、保有資産の安全性及び十分な流動性を確保することに留意し、財務の健全性を維持し、適切なリスク管理のもとで時価純資産の持続的な拡大を目指しております。これを達成するために、ALM（資産・負債の総合管理）等により、適切な管理を行っております。また、経営判断に基づき、市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクを取得しており、グループ及び各社のリスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。
- また、当社グループの流入資金は、保険営業収支と資産運用収支を源泉としており、自然災害や金融市場動向等の外部環境変化によって大きな影響を受けます。様々な環境下における資金効率の向上や財務基盤の強化を図るため、必要に応じて社債や短期社債の発行等により資金調達を行います。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当社グループが保有する金融資産は、主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券であり、その他に貸付金等があります。これらは、金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体や貸付金の相手先の信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスク等を有しております。

当社グループでは、金利、株価、為替の変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、金利オプション取引、債券先物取引、株価指数オプション取引、株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び金利通貨スワップ取引等を利用しております。また、取引に係るリスクに留意した上で運用収益を獲得する目的で、上記デリバティブ取引のほか、クレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等を利用しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (8) 重要なヘッジ会計の方法」を参照下さい。

デリバティブ取引は、一般に、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）や、取引先の倒産等による契約不履行に係るリスク（信用リスク）及び市場流動性リスク等を有しております。当社グループが利用しているデリバティブ取引も同様に、これらのリスクを有しております。ただし、ヘッジ目的のものは、現物資産と逆の価格変動をすることから、市場リスクは減殺されております。また、契約不履行に係る信用リスクを回避するため、デリバティブ取引先の大半は、信用度の高い金融機関に限定し、かつその中で取引を分散させるとともに、CSA契約に基づく担保を取得しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義と管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。主な国内保険連結子会社では、日常における管理の中で、取引執行部門と事務・リスク管理部門を分離し、組織的な牽制が行える体制を整備しております。また、リスク管理部門は、資産・負債のポジションに基づき、市場リスクや信用リスク等のVaR（バリュー・アット・リスク）計測、リスクリミット管理等を行うことによりリスクを把握・分析・管理する体制を整備し、リスク状況を定期的に取り締役会等に報告しております。

イ. 市場リスクの管理

当社グループは、市場リスク管理に係る規程等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。主な国内保険連結子会社では、上記VaR計測によるリスク量のモニタリングのほか、VaR計測で捕捉出来ない潜在的なリスクの把握、金利・株価・為替変動に対する感応度分析、ポートフォリオの偏在・脆弱性の把握等を実施しております。

ロ. 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスク管理に係る規程等に従い、与信管理体制を整備して運営しております。主な国内保険連結子会社では、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関して、執行部門及びリスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。また、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び三井住友海上プライマリー生命保険株式会社では、貸付金について、執行部門及びリスク管理部門において、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、社内格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等の与信管理体制を整備しています。

ハ、流動性リスクの管理

当社グループは、流動性リスク管理に係る規程等に従い、資金繰りリスク、市場流動性リスクの管理体制を整備し運営しております。資金繰りの状況をその資金逼迫度に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより流動性リスク管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預貯金	1,419,267	1,419,683	415
② コールローン	15,000	15,000	—
③ 買現先勘定	6,999	6,999	—
④ 債券貸借取引支払保証金	285,455	285,455	—
⑤ 買入金銭債権	111,320	111,320	—
⑥ 金銭の信託	971,119	971,119	—
⑦ 有価証券			
売買目的有価証券	3,188,376	3,188,376	—
満期保有目的の債券	1,032,755	1,223,936	191,181
責任準備金対応債券	1,697,252	1,721,469	24,216
その他有価証券	9,071,223	9,071,223	—
⑧ 貸付金	886,316		
貸倒引当金（*1）	△ 347		
	885,969	894,888	8,918
資産計	18,684,739	18,909,472	224,732
社債	456,191	476,218	20,027
負債計	456,191	476,218	20,027
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	19,113	19,113	—
ヘッジ会計が適用されているもの	23,924	23,924	—
デリバティブ取引計	43,038	43,038	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金

預貯金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される金利で割り引いた現在価値を算定しております。ただし、満期の定めのない預貯金及び満期の定めのある短期の預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

② コールローン

コールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③ 買現先勘定

買現先勘定については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

④ 債券貸借取引支払保証金

債券貸借取引支払保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑤ 買入金銭債権

コマーシャルペーパーについては、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また一部、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。コマーシャルペーパー以外の買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格等によっております。

⑥ 金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっております。

⑦ 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は情報ベンダーが提供する価格、また一部、取引金融機関から提示された価格等によっております。

⑧ 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸付金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

社債

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値、情報ベンダーが提供する価格又は取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、先物為替相場、主たる取引所における最終の価格、取引金融機関から提示された価格、オプション価格計算モデルにより算出した価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「⑦ 有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場の子会社株式及び関連会社株式等	171,204
その他の非上場株式	84,285
非上場投資信託	12,651
組合出資金等	45,354
合計	313,495

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(表示方法の変更)

従来、「組合出資金等」に含めておりました「非上場投資信託」につきましては、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

11. 賃貸等不動産に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度末の時価 (百万円)
80,378	138,665

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

12. 企業結合に関する事項は以下のとおりであります。

(取得による企業結合)

暫定的な会計処理の確定

前連結会計年度においてはMS Amlin plcの取得による企業結合について暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において確定しております。なお、のれんの金額に修正は生じておりません。

13. 1株当たりの純資産額は4,572円82銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額は新株予約権307百万円及び非支配株主持分25,147百万円であり、普通株式の期末株式数は592,407千株であります。

14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<連結損益計算書関係>

1. その他保険引受収益には、外貨建再保険取引に関する為替リスクの軽減を目的としたデリバティブ取引に係る金融派生商品収益3百万円を含んでおります。

2. その他運用収益には、為替差益36,938百万円を含んでおります。

3. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	659,449百万円
給 与	301,507百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

4. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	資 産	減 損	損 失 (百万円)	
				内 訳	
賃貸不動産	土地及び建物	埼玉県内に保有する賃貸用ビルなど4物件	4	土地建物	21
遊休不動産及び売却予定不動産	土地及び建物等	愛知県内に保有する事務所ビルなど35物件	2,925	土地建物 その他	788 1,971 166
その他	その他の無形固定資産	在外連結子会社が保有する保険事業に係るソフトウェア等	2,582	—	—

保険事業等の用に供している不動産等については連結子会社ごとにグルーピングし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については個別の物件ごとにグルーピングしております。

土地及び建物等については、売却予定となったこと等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出しております。

その他の無形固定資産については、在外連結子会社が開発中のソフトウェア等のうち将来の使用が現時点で確実と見込まれない部分を減損損失として処理しております。

5. その他特別損失は、当社傘下の国内保険連結子会社による機能別再編に係るシステム開発費用等26,337百万円(うち機能別再編関連費用引当金繰入額22,097百万円) 及び在外連結子会社における組織再編関連費用5,319百万円です。
6. 1株当たりの当期純利益金額は350円94銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は350円90銭であります。算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益金額は210,447百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は599,655千株、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いた普通株式増加数は74千株であります。
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<連結株主資本等変動計算書関係>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	633,291	—	—	633,291
合計	633,291	—	—	633,291
自己株式				
普通株式	29,618	11,265	0	40,884
合計	29,618	11,265	0	40,884

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加11,265千株は、市場買付による増加11,250千株、単元未満株式の買取りによる増加14千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	307
	合計	307

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月22日 定時株主総会	普通株式	33,202	55	平成28年3月31日	平成28年6月23日
平成28年11月18日 取締役会	普通株式	30,021	50	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	41,468	利益剰余金	70	平成29年3月31日	平成29年6月27日

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるもの）の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～38年

器具及び備品 2～15年

3. 無形固定資産の減価償却の方法

自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

6. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 309百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 16,058百万円

短期金銭債務 178百万円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 113,816百万円

営業費用 733百万円

営業取引以外の取引による取引高 1百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 40,884,055株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生主な原因は、関係会社株式であります。なお、発生した繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、貸借対照表に繰延税金資産は計上されておりません。

<関連当事者との取引に関する注記>

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	三井住友海上火災保険株式会社	所有 直接100.0%	役員の兼務等	資金の預入 (注1)	14,035	関係会社 預け金	16,056
子会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	所有 直接100.0%	役員の兼務等	増資の引受 (注2)	100,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の預入については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 当社が三井住友海上あいおい生命保険株式会社の行った増資を1株につき50,000円で引き受けたものであります。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額 2,239円 46銭

1株当たり当期純利益 173円 74銭

(注) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。